

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和6年4月9日

四條畷市農業委員会議事録

令和6年4月9日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

| | |
|------|---|
| 会長代理 | 丸石 正 |
| 委員 | 南野 靖博、西川 一也、北田 澄子 土井 一憲、岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一 村上 治、小林 克重、片下 周司、田中 邦明 |

2 本日の欠席委員

中西 久雄、西尾 秀文

3 本日の事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 渡邊 卓嗣 |
| 事務局長代理 | 森 大和 |
| 事務局書記 | 久保 光希 |
| 事務局書記 | 衣笠 航平 |

4 本日の議案

| | |
|---------------|--------------------------------------|
| 日程第1 [議案第31号] | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出処理報告の件 |
| 日程第2 [議案第32号] | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画審査の件 |
| 日程第3 [議案第33号] | 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件 |

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、田中 邦明委員と林 秀一委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第31号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第31号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

農地法第5条の届出とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。

番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

砂4-541-1, 541-4は交野支援学校の西側付近です。

現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は店舗の建築となっております。なお、地区農業委員の中西会長ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、5条の届出を受理いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2

議案第32号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画審査の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第32号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画とは、生産緑地の貸借をするときに必要な計画であり、この計画が事業要件を満たしていないと、計画の認定ができません。

番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

南野1-1447-2は川崎池公園の北側付近でございます。

現況は、スクリーンのとおりで、事業内容は申請地内で生産された作物を申請地で販売。また、環境保全に資する取り組みとして無農薬栽培を行うものです。

なお、4月3日(水)午前9時30分から地区農業委員の南野委員と現地立会い調査を行いました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

現地にハウスがあるが、その部分だけ貸借するのか。

事務局書記

そのとおり、現地はハウスと露地が混在した土地であるが、事業計画と貸借契約書ではハウス部分のみの貸借としています。

議長

ほかにご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3

議案第33号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長

事務局長

事務局書記

議案第33号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。

大字清瀧383は畷たんぼぼ保育園の東側付近でございます。

現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号2の場所については、位置図No4をご覧ください。

大字清瀧499, 510は忍ヶ丘幼稚園の東側付近でございます。

現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号3の場所については、位置図No5をご覧ください。

大字清瀧513-1, 492-2, 493-1, 494-2は忍ヶ丘幼稚園の東側付近でございます。

現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記